令和6年度

滋賀県障害者虐待防止・権利擁護研修会 <行政職員・虐待防止センター職員対象> 開催要項

1. 趣 旨

本研修は、行政職員・虐待防止センター職員を対象に障害者の権利擁護について学ぶとともに、新たに担当となった職員(管理職員を含む)が、法律の主旨や市町の権限・役割、相談や通報を受けた際の流れ、具体的な対応方法等について理解することを目的に開催します。

2. 実施主体および実施機関

実施主体:滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 実施機関:社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

- 3. 日 程 1日目 令和6年6月3日(月)10:00~15:30 2日目 令和6年9月6日(金)10:00~16:00
- 4. 会 場 1日目 草津商工会議所(キラリエ草津1F) セミナールーム 2日目 滋賀県立長寿社会福祉センター 第3・4研修室
- 5. 対 象 市町行政職員、市町障害者虐待防止センター職員等
 - ・市町行政職員(新仟の担当職員、管理職員等)
 - ・市町障害者虐待防止センター職員(委託先の担当職員等)
 - ・成年後見・権利擁護センター職員
 - ※上記のとおり虐待業務に関わるすべての職員を対象としておりますので、 積極的なご参加をお願いします。
 - ※昨年度ご参加いただいた方の再受講も可能です。
- 6. 参加費 無料
- 7. 申 込 み 「滋賀県社会福祉研修センター 研修管理システム(以下、研修システム)」 より、当該研修の「詳細」からお申し込みください。
 - ※詳細は、「要項14. その他 研修申込方法詳細」でご確認ください。
 - ※申込期間内の変更やキャンセルは、研修システムのログイン後、マイページで手続きをお願いします。
 - ※研修システムから申込みができない場合は、事務局までご連絡ください。
- 8. 申込期限 令和6年5月10日(金) 16:00

9. 受講決定

研修の申し込み締め切り後、2週間以内に研修システム内で受講可否の確認ができます。受講が決定された方は、受講決定通知書が研修システム内で交付されますので、ダウンロードしてご確認ください。

10. 準備物

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(令和5年7月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)

※研修を受講するにあたっては、事前に手引きをインターネットよりダウンロードしお読みください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

11. その他

申込締め切り後、研修受講をキャンセルされる場合は、必ず事前に事務局まで連絡して ください(申込期間内は研修システムより手続きしてください)。

【警報発令時のお知らせについて】

気象警報等が発表された場合(※)や、県から事業の自粛要請が出された場合は、研修を延期または 中止せざるを得ない状況となる可能性があります。

このような場合は、滋賀県社会福祉研修センターのホームページおよび研修システムの「お知らせ」に 掲載しますので、ご確認をお願いします。

ホームページアドレス https://shiga-sfk.jp

研修システムアドレス https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/

※特別警報、暴風警報のいずれかが県下で発表されている場合、または研修実施地域で大雪警報が発表されている場合の延期等は、午前7時(午後の研修の場合は午前10時)時点の状況を目安に決定し、速やかにホームページに掲載します。

12. 連絡、問い合わせ先

〒525-0072 草津市笠山 7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内

滋賀の縁創造実践センター

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

滋賀県社会福祉研修センター

TEL: 077-567-3927 FAX: 077-567-3910

13. プログラム

受付 9:30~

[1日目] 6月3日(月)			
9:55	オリエンテーション	事務局	
10:00 ~ 11:00	講 義 「障害者の権利擁護について」 (内 容) 虐待相談担当職員として必要な権利擁護の視点について学びます。	《講 師》 特定非営利活動法人ぱんじー 所長 桐髙 とよみ 氏	
11:00 ~ 12:00	講 義 「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について」 (内 容) 法律の背景、主旨や内容について学びます。	《講 師》 しろまち法律事務所 弁護士 田嶋 明日香 氏	
12:00~13:00 休憩			
13:00 ~ 13:30	講 義 「滋賀県の障害者虐待の現状と 行政の役割について」 (内 容) 滋賀県における障害者虐待の現状と行政の 役割について学びます。	≪講 師≫ 滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課	
13:30 ~ 15:30	講義・演習(個人ワーク) 「虐待対応の流れと初動期段階の対応および虐待対応帳票類の活用について」 (内容) 法律に明記されている通報があった際の対応の一連のプロセスとともに、初動期段階の対応(情報収集・事実確認等)、また虐待対応帳票類の内容や書き方のポイント、活用等について学習します。	《講 師》 びわこ福祉の杜 代表 中原 一隆 氏 しろまち法律事務所 弁護士 田嶋 明日香 氏 特定非営利活動法人ぱんじー 所長 桐髙 とよみ 氏	

受付9:30~

2日目 9月6日(金)			
9:55	オリエンテーション	事務局	
10:00 ~ 11:30	講 義 「障害者虐待防止対応における、 市町村の権限と役割」 (内 容) 市町における虐待対応の実務とともに、権 限とその根拠の確認をしながら、役割や流れ 等について学びます。	《講 師》 びわこ福祉の杜 代表 中原 一隆 氏	
11:30~12:30 昼食休憩			
12:30 ~ 16:00	1日目の振り返り 「虐待対応の流れについて」 講義・演習(グループワーク) 「虐待対応の流れの実際について」 (内 容) 養護者虐待のケースを題材にして、「相談・通報・届出の受付」、「初期段階の事実確認」、「コアメンバー会議の開催」など、段階ごとに具体的な対応方法や視点、ポイント等を学びます。	《講 師》 びわこ福祉の杜 代表 中原 一隆 氏 しろまち法律事務所 弁護士 田嶋 明日香 氏 特定非営利活動法人ぱんじー 所長 桐髙 とよみ 氏	

15. その他 研修申込方法詳細

各種研修は、滋賀県社会福祉研修センター 研修管理システムよりお申込みください。

研修管理システム <u>https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/</u>

【事業所登録】※過去に登録を済ませている事業所は、再度登録する必要はありません。

① 研修管理システムでの申込みをするにあたり、事業所登録(IDおよびパスワード取得)が必要です。 (介護支援専門員関連研修のみ個人名での登録となりますが、基本的には事業所単位での登録が必須です。)



以降システムの指示にしたがって手続きを進めてください。

※上記、③登録申請より④登録完了まで、数日要する場合があります。

- ③ 事業所登録後、希望される各種研修へお申し込みください。
- ※取得した I Dおよびパスワードは、研修管理システムへログインする際必要なため、必ず控えてください。 【ログイン画面】

